

議案第24号

No. 2

都市整備部

平成24年3月13日

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 改正理由

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行による道路法施行令の改正を受けて、引用条文を改めるもの。

2 改正内容

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に改め、同表令第7条第9号に掲げる車輪止め装置その他の駐車用器具の項中「第7条第9号」を「第7条第10号」に改め、同表令第7条第10号及び第11号に掲げる施設の項中「第7条第10号」を「第7条第6号」に、「高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）」を「高架の道路」に改める。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行予定期日

公布の日

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行					改正案				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占用物件			単位	占用料	占用物件			単位	占用料
略			略	略	略			略	略
令第7条 第6号に 掲げる施 設並びに 同条第7 号に掲げ る施設及 び自動車 駐車場	建築物	階数が1 のもの	現行の とおり	現行の とおり	令第7条 第7号に 掲げる施 設並びに 同条第8 号に掲げ る施設及 び自動車 駐車場	建築物	階数が1 のもの	現行の とおり	現行の とおり
		階数が2 のもの					階数が2 のもの		
		階数が3 のもの					階数が3 のもの		
		階数が4 以上のも の					階数が4 以上のも の		
	その他のもの					その他のもの			
令第7条第9号に掲げる車輪止め 装置その他の駐車用器具			現行の とおり	現行の とおり	令第7条第10号に掲げる車輪止め 装置その他の駐車用器具			現行の とおり	現行の とおり
令第7条 第10号及 び第11号 に掲げる 施設	上空、ト ンネルの 上又は高 速自動車 国道若し くは自動 車専用道 路(高架の ものに限 る。)の路 面下に設 けるもの	階数が1 のもの	現行の とおり	現行の とおり	令第7条 第6号及 び第11号 に掲げる 施設	上空、ト ンネルの 上又は高 架の道路 の路面下 に設ける もの	階数が1 のもの	現行の とおり	現行の とおり
		階数が2 のもの					階数が2 のもの		
		階数が3 のもの					階数が3 のもの		
		階数が4 以上のも の					階数が4 以上のも の		
	その他のもの					その他のもの			
略					略				
					付則 この条例は、公布の日から施行する。				